

## 「スーパーシティ」構想に関する特区法改正の考え方（案）

従来の国家戦略特区の枠組みを基礎としつつ、スーパーシティ用の特別な枠組み（住民合意を前提に、より独立性をもって域内独自の規制設定）を新たに追加する。

	スーパーシティ	（参考） 現行の国家戦略特区
区域計画の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●区域会議（内閣府担当大臣、首長、民間）で特別区域計画案を作成</li> <li>↓</li> <li>●<u>自治体議会で承認</u></li> <li>↓</li> <li>●<u>実施区域内の住民投票（過半数）</u></li> <li>↓</li> <li>●総理認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●区域会議（内閣府担当大臣、首長、民間）で区域計画案を作成</li> <li>↓</li> <li>●総理認定</li> </ul>
規制特例の設定	<p>特別区域計画で定められた事項に関しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>地方事務に係る政省令の特例</u>：<u>条例で定められることとする。</u></li> <li>●<u>国の事務の分権、その他の規制特例</u>：特区諮問会議で審議し、必要に応じ関係大臣への勧告、勧告後の措置などの手続を設ける。</li> </ul>	<p>法律・政省令を問わず、<u>個別に関係省と協議し、規制特例を設定</u></p> <p>（規制特例の設定と区域計画決定は別トラックのプロセス）</p>
規制特例の運用	●特別区域計画に基づく特例を運用	●区域計画に基づき特例を運用

※ 今回の改正では、上記のスーパーシティ用の制度枠組みのみを定め、個別の規制特例は今後設定する。